

第40回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年5月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

愛知県刈谷市若松町二丁目104番地
刈谷市総合文化センター
アイリス 大ホール

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場におきましては、検温、手指の消毒、マスクの着用およびソーシャルディスタンス確保による座席数の削減等、株主様の安全に配慮した感染防止の処置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
提供書面	
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

証券コード 7649

2022年4月28日

株主の皆様へ

愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉 浦 克 典

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後述いたしますご案内の方法により2022年5月19日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年5月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 愛知県刈谷市若松町二丁目104番地 刈谷市総合文化センターアイリス 大ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第40期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | | |
|-------|---------------------------------------|--------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 | （5頁から6頁まで） |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 | （7頁から13頁まで） |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 | （14頁から16頁まで） |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 | （17頁から20頁まで） |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として「本ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・事業報告の「会社の体制および方針」ならびに連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、「本ご通知」への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sugi-hd.co.jp/>）に掲載しております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sugi-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対応についてのお願い

本総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 全ての株主様へのお願い

- 株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方は、ご無理なさらず、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用ください。事前の議決権行使方法の詳細につきましては、本ご通知3頁から4頁までをご参照ください。
- 株主総会当日までの感染症拡大の状況等により、株主総会の運営に変更が生じる可能性があります。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイト（<https://www.sugi-hd.co.jp/>）にてお知らせいたします。

2. ご来場される株主様へのお願い

- 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- 受付にて検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。座席が足りなくなった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 接触感染リスク低減のため、お飲み物等の提供、自社商品等の展示コーナーの設置は中止させていただきます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温等によって体調を確認したうえで参加し、マスク着用にて対応いたします。

その他必要に応じて感染症予防の措置を講じておりますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年5月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年5月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

××××年××月××日

基幹日現在の所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 票

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

17. _____

18. _____

19. _____

20. _____

21. _____

22. _____

23. _____

24. _____

25. _____

26. _____

27. _____

28. _____

29. _____

30. _____

31. _____

32. _____

33. _____

34. _____

35. _____

36. _____

37. _____

38. _____

39. _____

40. _____

41. _____

42. _____

43. _____

44. _____

45. _____

46. _____

47. _____

48. _____

49. _____

50. _____

51. _____

52. _____

53. _____

54. _____

55. _____

56. _____

57. _____

58. _____

59. _____

60. _____

61. _____

62. _____

63. _____

64. _____

65. _____

66. _____

67. _____

68. _____

69. _____

70. _____

71. _____

72. _____

73. _____

74. _____

75. _____

76. _____

77. _____

78. _____

79. _____

80. _____

81. _____

82. _____

83. _____

84. _____

85. _____

86. _____

87. _____

88. _____

89. _____

90. _____

91. _____

92. _____

93. _____

94. _____

95. _____

96. _____

97. _____

98. _____

99. _____

100. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

郵便番号 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

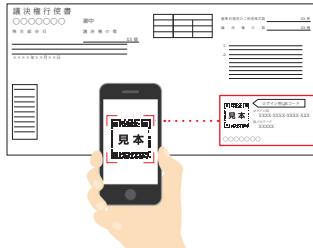
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



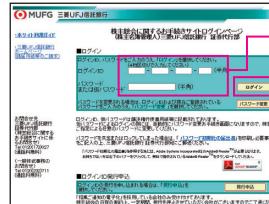
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

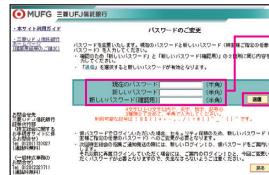
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号
議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社としましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生の際は、社会のデジタル化の進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案が可決された場合、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆様の利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。取締役会における審議におきましては、株主の皆様の権利保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、その他の社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見および当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。また、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>附則</u>)</p> <p>1. <u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号
議案

取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位等	当事業年度の 取締役会への 出席状況	候補者属性
1	さかき ばら えい いち 榊 原 栄 一	代表取締役会長	100% (12/12回)	再任
2	すぎ うら かつ のり 杉 浦 克 典	代表取締役社長	100% (12/12回)	再任
3	すぎ うら しん や 杉 浦 伸 哉	取締役	100% (12/12回)	再任
4	かみ の しげ ゆき 神 野 重 行	取締役	100% (12/12回)	再任 社外 独立
5	は やま よし こ 葉 山 良 子	取締役	100% (12/12回)	再任 社外 独立

1

さかき ばら えい いち
榎 原 栄 一

(1956年8月14日生)



再 任

所有する当社の株式数

152,000株

取締役在任年数

24年 (本総会終結時)

取締役会出席状況

12回中12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1986年 9月 当社入社
- 2008年 9月 株式会社スギ薬局常務取締役
- 2011年 3月 株式会社スギ薬局代表取締役社長
- 2017年 3月 株式会社スギ薬局代表取締役会長 (現任)
- 2017年 5月 当社代表取締役社長
- 2021年 5月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社スギ薬局代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、当社および株式会社スギ薬局の代表取締役として当社グループを牽引および経営理念を伝承するとともに、ドラッグストア業界に精通した深い見識と経験により、コロナ禍において変化した消費者の生活様式に対応した品揃え、店舗づくり、お客様へのサービス向上に積極的に取り組むなど、その職責を果たしております。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる発展拡大に大きく寄与するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

2

すぎ うら かつ のり
杉 浦 克 典

(1978年10月14日生)



再任

所有する当社の株式数

1,892,000株

取締役在任年数

5年(本総会終結時)

取締役会出席状況

12回中12回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 2006年3月 当社入社
- 2011年3月 株式会社スギ薬局常務取締役
- 2014年3月 スグスマイル株式会社代表取締役社長(現任)
- 2017年3月 株式会社スギ薬局代表取締役社長(現任)
- 2018年5月 当社代表取締役副社長
- 2021年5月 当社代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社スギ薬局代表取締役社長
- スグスマイル株式会社代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、当社および株式会社スギ薬局の代表取締役として経営に携わり、お客様の健康維持・予防から介護・終末期のケアまでを一貫してサポートする「トータルヘルスケア戦略」の実現に向けた事業戦略策定、DX戦略、国内外の新規事業、SDGs推進による企業価値向上に積極的に取り組むなど、その職責を果たしております。候補者の事業における知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる発展拡大に大きく寄与するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

3

すぎ うら しん や
杉 浦 伸 哉

(1979年11月30日生)



再 任

所有する当社の株式数

1,892,000株

取締役在任年数

5年 (本総会最終時)

取締役会出席状況

12回中12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 2004年 4月 当社入社
- 2010年 3月 株式会社スギ薬局取締役在宅医療営業部長
- 2011年 3月 スギメディカル株式会社取締役
- 2017年 3月 株式会社スギ薬局常務取締役 (現任)
- 2017年 5月 当社取締役 (現任)
- 2021年 5月 スギメディカル株式会社代表取締役社長 (現任)
- 2021年12月 スギナーシングケア株式会社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社スギ薬局常務取締役
- スギメディカル株式会社代表取締役社長
- スギナーシングケア株式会社代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、株式会社スギ薬局の常務取締役として営業部門を統括するとともに、医療事業領域における経験・知識により、スギメディカル株式会社、およびスギナーシングケア株式会社の代表取締役として当社グループの医療事業の中長期戦略の策定、それに伴う異業種との各種取り組みの牽引、および調剤併設型ドラッグストアの付加価値向上に積極的に取り組むなど、その職責を果たしております。候補者が持つ知識・経験は、今後の当社グループの中核事業の発展に大きく寄与するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

4

かみ の しげ ゆき
神 野 重 行

(1947年5月23日生)



再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

7年 (本総会終結時)

取締役会出席状況

12回中12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1970年4月 名古屋鉄道株式会社入社
- 2007年5月 三重産業株式会社代表取締役 (現任)
- 2008年6月 名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長
- 2009年4月 株式会社名鉄百貨店代表取締役社長
- 2012年5月 中部百貨店協会会長
- 2015年5月 当社取締役 (現任)
- 2021年6月 株式会社A Tグループ社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 三重産業株式会社代表取締役
- 株式会社A Tグループ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり、他企業において会社経営に携わり、経営に関する豊富な経験と知識に基づき、取締役会の審議において積極的な発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めております。候補者による、企業経営、事業戦略、組織・人材マネジメントに関する高い見識および監督能力に基づく大所高所、独立した立場からの適切な監督と助言は、当社グループの更なる発展拡大に大きく寄与するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

5

は やま よし こ
葉 山 良 子

(1959年10月7日生)



再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会出席状況

12回中12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1983年 4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
- 1994年 3月 公認会計士登録
- 2015年 1月 葉山良子公認会計士事務所代表 (現任)
- 2016年 5月 当社取締役 (現任)
- 2016年 8月 日本公認会計士協会専門研究員 (現任)
- 2017年 6月 株式会社コスジャパン社外取締役
- 2018年 5月 株式会社アグストリア社外監査役 (現任)
- 2020年 3月 株式会社ダイナックホールディングス社外取締役 (監査等委員)
- 2020年 6月 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 葉山良子公認会計士事務所代表
- 日本公認会計士協会専門研究員
- 株式会社アグストリア社外監査役
- 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、公認会計士ならびに上場企業の社外取締役および社外監査役として培われた豊富な経験と知識を有しており、取締役会の審議において積極的な発言・提言を行っております。候補者には、財務・会計に関する高い専門性および法務、コンプライアンス、リスク管理に対する高い知見を有しており、独立した立場からの適切な監督と助言を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神野重行氏および葉山良子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員として届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 神野重行氏および葉山良子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって神野重行氏が7年、葉山良子氏が6年となります。
4. 当社は、神野重行氏および葉山良子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を金500万円以上であらかじめ定める金額または法令の定める最低限度額のいずれが高い額に限定する旨の契約を締結しております。また、上記の両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本ご通知29頁に記載のとおりです。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号
議案

監査役1名選任の件

監査役安田加奈氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	当事業年度の取締役会への出席状況	当事業年度の監査役会への出席状況	候補者属性
やす だ か な 安田加奈	監査役	100% (12/12回)	100% (13/13回)	再任 社外 独立

やす だ か な
安 田 加 奈

(1969年4月10日生)



再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

1,600株

監査役在任年数

12年 (本総会最終時)

取締役会出席状況

12回中12回 (100%)

監査役会出席状況

13回中13回 (100%)

■ 略歴、当社における地位

- 1993年10月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1997年4月 公認会計士登録
- 2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長 (現任)
- 2004年3月 税理士登録
- 2009年9月 シンポ株式会社社外監査役
- 2010年5月 当社監査役 (現任)
- 2016年6月 株式会社ゲオホールディングス社外取締役 (現任)
- 2019年6月 中央発條株式会社社外取締役 (現任)
- 2020年6月 コンドーテック株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2021年9月 株式会社物語コーポレーション社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

安田会計事務所所長
株式会社ゲオホールディングス社外取締役
中央発條株式会社社外取締役
コンドーテック株式会社社外取締役 (監査等委員)
株式会社物語コーポレーション社外取締役

■ 社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、公認会計士および税理士として、企業等に対する会計監査、上場企業の社外監査役および社外取締役などの職域で幅広く活躍しており、候補者には、会計・税務分野の高い専門性、および法務、コンプライアンス、リスク管理に関する豊富な経験と独立した立場から厳格な監査を期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安田加奈氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ており、原案どおり同氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 安田加奈氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は、安田加奈氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を金500万円以上であらかじめ定める金額または法令の定める最低限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本ご通知29頁に記載のとおりです。監査役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本総会において各取締役候補者および監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

		企業経営	事業戦略	組織・人材	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務・会計	ヘルスケア
取 締 役	榊原栄一	●	●				●
	杉浦克典	●	●				●
	杉浦伸哉	●	●				●
	神野重行	●	●	●			
	葉山良子				●	●	
監 査 役	坂本利彦				●	●	
	安田加奈				●	●	
	神谷 誠				●	●	

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の第25回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

2. 報酬の額および具体的な内容

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されましたら、取締役は5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならび

にその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定することとして、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任・退職した直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任・退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任・退職した場合には、その退任・退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任・退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社

の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

(1) 当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の一部子会社の取締役（当社と兼務している取締役を除く。）に対し、割り当てる予定です。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、第4号議案が承認可決された場合には、本ご通知29頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を以下の内容に変更する予定です。

改定後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は、次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、役位別の基準額を定めており、この基準額の設定においては外部専門機関の報酬データや公表資料データを用い、同業他社、異業種の報酬水準を踏まえて設計を行っております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、定額報酬のほかに、事業年度ごとの会社業績に基づく業績連動報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを基本方針とします。他方で、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から定額報酬のみで構成するものとします。なお、監査役の報酬等は、定額報酬（月例固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が審議を行い、監査役会での協議により決定しております。

(b) 定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、貢献度等に応じて世間水準、当社の従業員の給与等の水準を考慮しながら総合的に勘案した上で決定するものとします。

(c) 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益予算達成度に応じ、役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役の貢献度を加味して支給することとし、支給する場合は、

毎年、一定の時期に支給するものとします。

なお、業績連動報酬にかかる指標として連結経常利益を選択した理由は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。

(d) 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬とします。株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役位別の基準額をベースとして決定される金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を付与することとし、付与の時期については、取締役の構成、インセンティブとしての目的および経営状況等を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、原則として、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任・退職するまでの間とします。

(e) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等について、客観性および透明性を確保するため、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、取締役の種類別の報酬割合については、当該指名・報酬委員会において、同業種かつ同規模の企業の報酬を検証したうえで、当社の業績に鑑み支給の都度決定をしております。

(f) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については取締役会の決議により代表取締役社長杉浦克典が委任を受けるものとし、委任された代表取締役社長は株主総会で決議した報酬限度額の範囲内において、定額報酬および業績連動報酬の金額を決定します。なお、当社においては、上記の委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が独立社外役員で構成される指名・報酬委員会における審議内容を尊重することとしております。

なお、代表取締役社長に上記権限を委任した理由は、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に取締役の個人別の報酬等の額を決定できると判断したためです。

また、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数等を決議いたします。

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種率の上昇に伴い、経済活動が正常化に向かう動きも見受けられました。しかし、足元ではオミクロン株の感染急拡大によるまん延防止等重点措置の適用や原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、調剤市場の拡大は継続しているものの、前期の食料品や日用品を中心とした需要急拡大からの反動減が見受けられました。また、マスクの常用や衛生意識の高まりによる化粧品・OTC医薬品の需要減少も長期化しており、異業種・同業種との激しい競争および薬価改定も相まって、経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社グループは、調剤領域の更なる拡大を目的に、新規開局を進めるとともに、調剤室や待合室の拡張改装、調剤利用率向上に向けた告知強化、かかりつけ薬局アプリのダウンロード促進、業務の機械化、薬剤師の積極採用・教育研修などに取り組みました。物販領域におきましては、創業45周年を掲げ、お取引先様との販売促進活動を展開するとともに、将来の事業拡大に向け、出店・改装・リロケーションなどによる健全な店舗ポートフォリオの推進、One・to・One販促の実現に向けたデジタルCRM基盤の構築などに取り組みました。生産性改善に向け、自動発注の対象範囲の拡大およびシステム改修による店舗作業の削減、人員配置見直しによる労働時間の適正化、お取引先様との情報連携による製・配・販一体でのサプライチェーン全体の最適化などに取り組みました。

サステナビリティ経営におきましては、期首に設定したESGの各種重要課題(マテリアリティ)への対応を進め、関連リスクと機会の特定や対応策の検討を行いました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づく開示・賛同表明を実施するなど脱炭素経営の推進、ジェンダーニュートラルや多様性をコンセプトとする化粧品や環境に配慮した包装紙を使用したエシカルな商品の開発などに注力しました。さらに、地域医療連携の深耕を目的に、全国最多の一般病床数を有する藤田医科大学病院をはじめとする複数の医療機関を関連施設として持ち、地域医療から先端医療まで幅広く展開する学校法人藤田学園と地域医療領域における産学連携に関する基本協定を締結いたしました。

店舗の出退店につきましては、引き続き関東・中部・関西・北陸エリアへの出店に注力することで、112店舗の新規出店と20店舗の閉店および157店舗の改装を実施しました。これにより、当連結会計年度末における店舗数は1,483店舗(前期末比92店舗増)となりました。

以上の結果、売上高は6,254億77百万円（前年同期比3.8%増、226億27百万円増）、売上総利益は1,914億90百万円（同5.4%増、98億59百万円増）、販売費及び一般管理費は1,593億53百万円（同8.0%増、117億63百万円増）、営業利益は321億37百万円（同5.6%減、19億4百万円減）、経常利益は330億82百万円（同6.4%減、22億51百万円減）、これに伴い、親会社株主に帰属する当期純利益は、不採算店舗の減損損失56億26百万円を特別損失に計上したことにより、193億89百万円（同8.2%減、17億30百万円減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり40円とし、支払開始日を2022年5月23日とすることを2022年4月5日開催の取締役会において決議しております。2021年11月に1株当たり40円の間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株当たり80円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施いたしました設備投資総額は、233億80百万円であり、その主なものは、新規出店112店舗に関するものが186億71百万円、システム関連投資が25億40百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

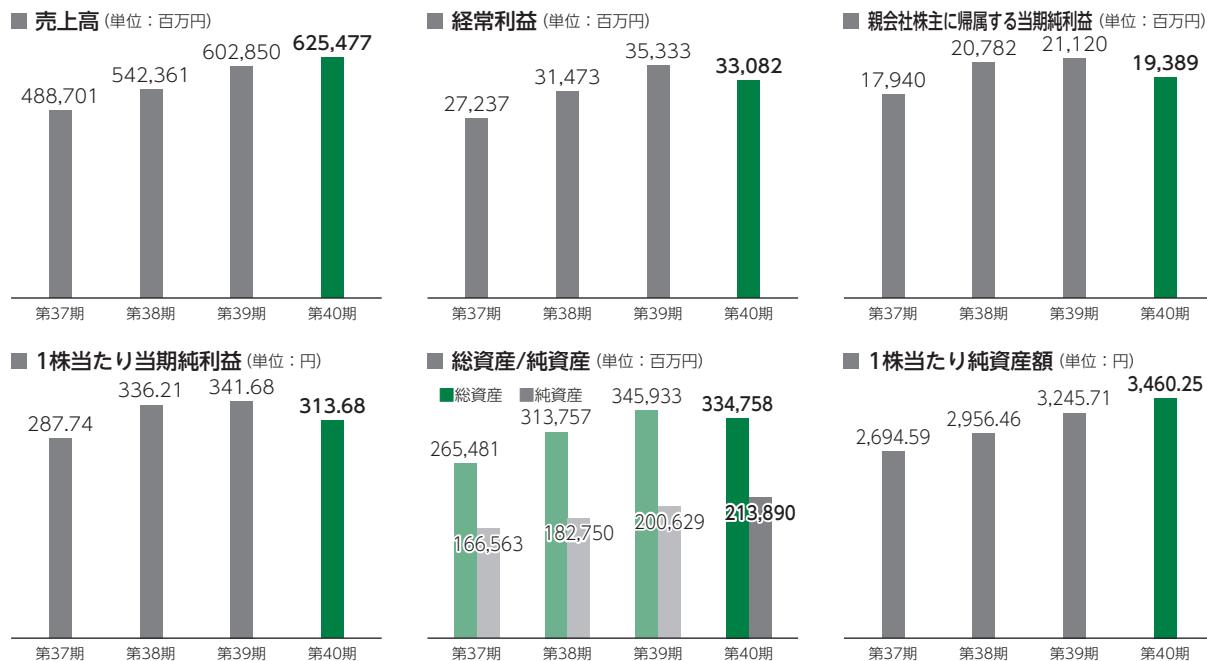
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



区分		第37期 2019年2月期	第38期 2020年2月期	第39期 2021年2月期	第40期 2022年2月期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	488,701	542,361	602,850	625,477
経常利益	(百万円)	27,237	31,473	35,333	33,082
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	17,940	20,782	21,120	19,389
1株当たり当期純利益	(円)	287.74	336.21	341.68	313.68
総資産	(百万円)	265,481	313,757	345,933	334,758
純資産	(百万円)	166,563	182,750	200,629	213,890
1株当たり純資産額	(円)	2,694.59	2,956.46	3,245.71	3,460.25

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は、期末日現在の発行済株式の総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算出に際して、期中の発行済株式の総数および期末日現在の発行済株式の総数から自己株式数を控除しております。

2. 第40期より表示方法の変更を行ったため、第39期以前の売上高については当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社スギ薬局	50百万円	100.00%	ドラッグストア事業
スギメディカル株式会社	50百万円	100.00%	子会社の経営管理等
スギナーシングケア株式会社	7百万円	100.00% (100.00%)	訪問看護事業 居宅介護支援事業

- (注) 1. 2021年12月1日付でスギメディカル株式会社における訪問看護事業を株式会社HMAへ吸収分割し、株式会社HMAをスギナーシングケア株式会社へ社名変更しております。
2. 議決権比率の()内は間接所有分で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年2月期を初年度とする中期経営計画を策定しました。中期経営計画では、2027年2月期までの5か年を対象とし、創業来変わることはない理念である地域医療への貢献を目的としたトータルヘルスケア戦略の展開を核に、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の展開強化、社会的価値と経済的価値の共存を目指したESGの推進、将来を支える人財の獲得・育成強化を通じて、持続的な成長を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本におけるサステナビリティの重要性を再認識させ、当社グループが取り組むトータルヘルスケア戦略の必要性を強く意識させるものとなりました。この戦略に沿った取り組みを推進していくことが、お客様・患者様、従業員、地域社会、投資家様に対し、当社グループの価値を中長期間にわたって提供していけると確信しております。

次期連結会計年度におけるわが国経済は、国内においては新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、持ち直しの動きが期待されるものの、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクやそれに伴うエネルギー・原材料価格の更なる高騰などが懸念され、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。

ドラッグストア業界におきましては、各社の積極的な出店やM&Aにより業界内の競争が激しさを増すこと

に加え、例年以上に厳しい調剤報酬点数・薬価の改定が実施されるなど、業界を取り巻く環境につきましても、予断を許さない状況が続くと思われまます。

このような環境のもと、当社グループは、コロナ禍において変化した健康・予防意識の高まりや消費者の生活様式に対応した品揃え・店舗づくり、店舗の作業効率改善によるお客様へのサービス向上、キメの細かい人員配置などに積極的に取り組むことで収益性の改善を図ります。また、当社グループの創業来の強みである調剤領域においては、医療事務への対物業務の移管、薬剤師への教育研修、デジタルの徹底活用、医療機関との連携などにより生産性の向上と対人業務の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループにおいては、トータルヘルスケア戦略に基づき、医薬品・健康食品・化粧品・日用品を販売するとともに、処方せん調剤や地域の医療関係者と連携した在宅医療に取り組む「調剤併設型ドラッグストア」の経営のほか、お客様の健康維持・予防から介護・終末期のケアまでを一貫してサポートするための各種サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

当社	愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギメディカル株式会社	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号
スギナーシングケア株式会社	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号

営業拠点

	スギ薬局		ジャパン	スギ訪問看護 ステーション	合計
		在宅医療 実施店舗			
茨 城 県	5	－	－	－	5
栃 木 県	5	－	－	－	5
群 馬 県	37	2	－	－	37
埼 玉 県	115	32	－	－	115
千 葉 県	20	8	－	1	21
東 京 都	165	70	－	－	165
神 奈 川 県	50	21	－	3	53
関 東 小 計	397	133	－	4	401
岐 阜 県	57	21	－	－	57
静 岡 県	30	7	－	－	30
愛 知 県	374	199	－	2	376
三 重 県	63	27	－	－	63
中 部 小 計	524	254	－	2	526
福 井 県	15	－	－	－	15
石 川 県	24	2	－	－	24
富 山 県	15	－	－	－	15
北 陸 小 計	54	2	－	－	54
滋 賀 県	45	21	6	－	51
京 都 府	43	22	13	－	56
大 阪 府	206	81	52	7	265
兵 庫 県	75	39	30	－	105
奈 良 県	19	4	6	－	25
関 西 小 計	388	167	107	7	502
総 拠 点 数	1,363	556	107	13	1,483

(注) 在宅医療実施店舗の数は、スギ薬局の店舗数の内数であります。

連 結 会 計 年 度 内 新 設 拠 点 数	112
連 結 会 計 年 度 内 閉 鎖 拠 点 数	20
連 結 会 計 年 度 内 純 増 拠 点 数	92

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
7,308 (11,770) 名	+598 (+303) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 63,330,838株
- ③ 株主数 31,844名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社スギ商事	20,972千株	33.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,442	10.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,125	3.43
杉浦克典	1,892	3.06
杉浦伸哉	1,892	3.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,627	2.63
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,445	2.33
株式会社ツルハ	1,272	2.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,046	1.69
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	912	1.47

(注) 1. 当社は、自己株式を1,517,333株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	榎原 栄一	株式会社スギ薬局代表取締役会長
代表取締役社長	杉浦 克典	株式会社スギ薬局代表取締役社長 スグスマイル株式会社代表取締役社長
取締役	杉浦 伸哉	株式会社スギ薬局常務取締役 スギメディカル株式会社代表取締役社長 スギナーシングケア株式会社代表取締役社長
取締役	神野 重行	三重産業株式会社代表取締役 株式会社A Tグループ社外取締役
取締役	葉山 良子	葉山良子公認会計士事務所代表 日本公認会計士協会専門研究員 株式会社アダストリア社外監査役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役
取締役	堀 美智子	株式会社エス・アイ・シー取締役 一般社団法人日本臨床栄養協会理事 一般社団法人日本薬業研修センター医薬研究所所長 一般社団法人日本女性薬局経営者の会会長
常勤監査役	坂本 利彦	株式会社スギ薬局監査役
監査役	安田 加奈	安田会計事務所所長 株式会社Geoホールディングス社外取締役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社物語コーポレーション社外取締役
監査役	神谷 誠	公認会計士税理士神谷誠事務所所長 株式会社Mizkan Asset監査役 ヤマザキマザックキャピタル株式会社監査役

- (注) 1. 取締役神野重行氏、取締役葉山良子氏、取締役堀美智子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して、同3氏を独立役員として届け出ております。また、取締役葉山良子氏は公認会計士の資格を有しております。
2. 常勤監査役坂本利彦氏、監査役安田加奈氏、監査役神谷誠氏は、社外監査役であります。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して、同3氏を独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役坂本利彦氏、監査役安田加奈氏、監査役神谷誠氏は、次のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役坂本利彦氏は、伊藤忠製糖株式会社において、取締役財務経理担当として決算手続きおよび財務諸表作成等に従事した経験を有しております。
 - ・監査役安田加奈氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・監査役神谷誠氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および全ての子会社の取締役および監査役。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。

ハ. 当該保険契約により職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会において原案を審議した上で、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度についての取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬委員会の審議を経た上で決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、役位別の基準額を定めており、この基準額の設定においては外部専門機関の報酬データや公表資料データを用い、同業他社、異業種の報酬水準を踏まえて設計を行っております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、定額報酬のほかに、事業年度ごとの会社業績に基づく業績連動報酬により構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。他方で、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から定額報酬のみで構成するものとします。

なお、監査役の報酬等は、定額報酬（月例固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が審議を行い、監査役会での協議により決定しております。

(b) 定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、貢献度等に応じて世間水準、当社の従業員の給与等の水準を考慮しながら総合的に勘案した上で決定するものとします。

(c) 業績連動報酬の内容および、額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益予算達成度に応じ、役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役の貢献度を加味して支給することとし、支給する場合は、毎年、一定の時期に支給するものとします。なお、業績連動報酬にかかる指標として連結経常利益を選択した理由は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。連結経常利益の実績については、本ご通知23頁をご参照ください。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等について、客観性および透明性を確保するため、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、取締役の種類別の報酬割合については、当該指名・報酬委員会において、同業種かつ同規模の企業の報酬を検証したうえで、当社の業績に鑑み支給の都度決定をしております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については取締役会の決議により代表取締役社長杉浦克典が委任を受けるものとし、委任された代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内において、定額報酬および業績連動報酬の金額を決定します。なお、当社においては、上記の委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が独立社外役員で構成される指名・報酬委員会における審議内容を尊重することとしております。

なお、代表取締役社長に上記権限を委任した理由は、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に取締役の個人別の報酬等の額を決定できると判断したためです。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給員数
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	126百万円 (15)	107百万円 (15)	19百万円 (-)	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16 (16)	16 (16)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	143 (32)	124 (32)	19 (-)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等については、2007年5月24日開催の第25回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該決議当時の取締役の員数は12名であります。
3. 監査役の報酬等については、2007年5月24日開催の第25回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議当時の監査役の員数は3名であります。
4. 上記には、2021年5月19日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等を含んでおります。

ハ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役神野重行氏は、三重産業株式会社の代表取締役、株式会社A Tグループの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役葉山良子氏は、葉山良子公認会計士事務所の代表、日本公認会計士協会の専門研究員、株式会社アダストリアの社外監査役、株式会社ゼンショーホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役堀美智子氏は、株式会社エス・アイ・シーの取締役、一般社団法人日本臨床栄養協会の理事、一般社団法人日本薬業研修センター医薬研究所の所長、一般社団法人日本女性薬局経営者の会の会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役坂本利彦氏は、株式会社スギ薬局の監査役であります。当社は、兼職先の議決権を100%保有しており、当社と兼職先との間には店舗設備の賃貸、業務委託および資金の借入等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。
- ・監査役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、株式会社ゲオホールディングスの社外取締役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。当社と株式会社ゲオホールディングスとの間には不動産賃貸借の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役神谷誠氏は、公認会計士税理士神谷誠事務所の所長、株式会社Mizkan Assetの監査役、ヤマザキマザックキャピタル株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	神野重行	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、流通業界における他社代表取締役および業界団体役員等の経験を活かした業務執行全般にわたる発言・監督とともに、取締役会での審議事項等のアドバイスを行う等、取締役会の実効性向上に寄与しております。また、指名・報酬委員会では委員長として業績向上に向けて、社内取締役および主要子会社取締役への株式報酬制度の提案骨子を主導しました。
取締役	葉山良子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士及び企業不正・リスク管理の専門家としての経験および知見に基づく見地から、適宜必要な発言・監督を行っております。又、財務諸表等における開示に対する高い専門的知見からの助言、社内取締役とは異なる視点からのコンプライアンス・リスク管理についての検証と助言を行いました。
取締役	堀美智子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、主に医療分野における専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。特に医薬情報等専門的知見から医療分野におけるコンプライアンス・リスク管理についての検証と助言を行いました。
常勤監査役	坂本利彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、他社での代表取締役の経験を活かした業務執行全般にわたる発言を行っております。
監査役	安田加奈	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士および税理士の経験および知見に基づく会計・税務分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	神谷誠	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士および税理士の経験および知見に基づく会計・税務分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役神野重行氏、取締役葉山良子氏、取締役堀美智子氏、常勤監査役坂本利彦氏、監査役安田加奈氏および監査役神谷誠氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を金500万円以上であらかじめ定める金額または法令の定める最低限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社の連結子会社である株式会社スギ薬局につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査人数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査能力、信用力および監査報酬等を、別途定める「会計監査人の選定要領」、「会計監査人の評価実施要領」を利用して総合的に勘案し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる事態が生じ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	192,434	流動負債	102,565
現金及び預金	62,831	買掛金	70,987
売掛金	33,577	未払法人税等	1,586
有価証券	9,000	賞与引当金	1,899
商品	71,571	その他	28,092
その他	15,455	固定負債	18,302
貸倒引当金	△1	退職給付に係る負債	8,169
固定資産	142,323	資産除去債務	6,659
有形固定資産	89,366	その他	3,473
建物及び構築物	65,645	負債合計	120,868
土地	8,764	純資産の部	
建設仮勘定	3,238	株主資本	213,194
その他	11,717	資本金	15,434
無形固定資産	6,612	資本剰余金	24,632
投資その他の資産	46,344	利益剰余金	182,427
投資有価証券	4,297	自己株式	△9,300
長期貸付金	5	その他の包括利益累計額	695
繰延税金資産	11,946	その他有価証券評価差額金	1,065
差入保証金	27,491	退職給付に係る調整累計額	△369
その他	2,631	純資産合計	213,890
貸倒引当金	△27	負債純資産合計	334,758
資産合計	334,758		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		625,477
売上原価		433,987
売上総利益		191,490
販売費及び一般管理費		159,353
営業利益		32,137
営業外収益		
受取利息及び配当金	87	
固定資産受贈益	455	
受取賃貸料	1,856	
その他	729	3,129
営業外費用		
支払利息	19	
賃貸収入原価	1,547	
固定資産除却損	281	
その他	335	2,183
経常利益		33,082
特別損失		
減損損失	5,626	5,626
税金等調整前当期純利益		27,456
法人税、住民税及び事業税	9,660	
法人税等調整額	△1,594	8,066
当期純利益		19,389
親会社株主に帰属する当期純利益		19,389

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	15,434	24,632	167,983	△9,298	198,751
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,945		△4,945
親会社株主に帰属する当期純利益			19,389		19,389
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	14,444	△1	14,442
当連結会計年度末残高	15,434	24,632	182,427	△9,300	213,194

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,208	△329	1,878	200,629
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△4,945
親会社株主に帰属する当期純利益				19,389
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,142	△39	△1,182	△1,182
連結会計年度中の変動額合計	△1,142	△39	△1,182	13,260
当連結会計年度末残高	1,065	△369	695	213,890

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	136,393
現金及び預金	46,322
売掛金	1,230
有価証券	9,000
前払費用	3,056
関係会社短期貸付金	922
未収入金	75,862
その他	0
貸倒引当金	△1
固定資産	136,443
有形固定資産	91,345
建物	70,038
構築物	6,815
土地	8,978
建設仮勘定	3,238
その他	2,273
無形固定資産	6,310
投資その他の資産	38,788
投資有価証券	3,949
関係会社株式	2,560
関係会社長期貸付金	5
長期前払費用	1,130
繰延税金資産	2,946
差入保証金	27,239
その他	985
貸倒引当金	△27
資産合計	272,837

科目	金額
負債の部	
流動負債	71,901
関係会社短期借入金	5,104
未払金	64,888
未払法人税等	825
賞与引当金	4
その他	1,079
固定負債	10,054
資産除去債務	6,655
その他	3,399
負債合計	81,955
純資産の部	
株主資本	189,816
資本金	15,434
資本剰余金	24,632
資本準備金	24,632
利益剰余金	159,051
利益準備金	90
その他利益剰余金	158,961
別途積立金	83,540
繰越利益剰余金	75,421
自己株式	△9,302
評価・換算差額等	1,064
その他有価証券評価差額金	1,064
純資産合計	190,881
負債純資産合計	272,837

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
関係会社賃貸収入		44,041
営業収益		
経営管理料	12,489	
関係会社受取配当金	11,503	
その他	33	24,026
売上高・営業収益合計		68,067
売上原価		
関係会社賃貸原価		40,744
売上総利益		3,297
販売費及び一般管理費		2,816
営業利益		24,506
営業外収益		
受取利息及び配当金	87	
受取賃貸料	1,856	
貸倒引当金戻入額	668	
その他	113	2,725
営業外費用		
支払利息	25	
賃貸収入原価	1,557	
その他	411	1,994
経常利益		25,238
特別損失		
減損損失	281	281
税引前当期純利益		24,956
法人税、住民税及び事業税	4,254	
法人税等調整額	△377	3,877
当期純利益		21,078

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,434	24,632	24,632	90	78,540	64,287	142,918	△9,300	173,684
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					5,000	△5,000	－		－
剰余金の配当						△4,945	△4,945		△4,945
当期純利益						21,078	21,078		21,078
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	5,000	11,133	16,133	△1	16,131
当期末残高	15,434	24,632	24,632	90	83,540	75,421	159,051	△9,302	189,816

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,207	2,207	175,892
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△4,945
当期純利益			21,078
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△1,142	△1,142	△1,142
事業年度中の変動額合計	△1,142	△1,142	14,989
当期末残高	1,064	1,064	190,881

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

スギホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スギホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スギホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 本ご通知の提供書面に記載の連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をしたものの一部であります。なお、連結注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、本ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sugi-hd.co.jp/>) に掲載しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

スギホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スギホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 本ご通知の提供書面に記載の計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をしたものの一部であります。なお、個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、本ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sugi-hd.co.jp/>) に掲載しております。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月12日

スギホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 坂 本 利 彦 ㊟

社 外 監 査 役 安 田 加 奈 ㊟

社 外 監 査 役 神 谷 誠 ㊟

(注) 本ご通知の提供書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をしたものの一部であります。なお、事業報告の「会社の体制および方針」ならびに連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、本ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sugi-hd.co.jp/>) に掲載しております。

以 上

